

多子世帯の経済的
負担を緩和!

令和5年度 あったか子育て応援事業

～多子世帯（子どもが5人以上いる世帯）への育児支援～

子育て世代の経済的負担の軽減と、定住化の具体的施策として実施される
ものです。

子どもを5人以上養育している世帯に対し、子育て支援金を支給します。

支給要件

○対象者

以下の全ての要件に該当する方

- ・申請者（保護者）及び児童の住所が支給年の7月1日時点において3か月以上市内にあること
- ・支給年度内に満1歳から満18歳の年齢に達する子を同一世帯に5人以上養育していること
※ただし、学校教育法に規定する学校の学生及び障がいのため働くことができない方については
満22歳までを対象とします
- ・市県民税や国保料、保育料等を滞納していない世帯であること
- ・生活保護世帯に該当していないこと

○支給額

一律 20 万円

第6子以降一人あたり 5 万円



私は対象??

申請方法

※ 申請に必要な書類や支給要件など、詳しくはお問い合わせください。

○申請手順



○受付期間

令和5年9月8日（金）～ 令和5年12月22日（金）まで

※土日祝日は窓口受付を行いません。
また、郵送での受付も行いませんのでご了承ください。

○受付場所

- ・四国中央市役所 こども家庭課
- ・川之江窓口センター：1階福祉窓口
- ・土居窓口センター：1階福祉窓口
- ・新宮窓口センター：福祉窓口

電話 0896-28-6027

○受付時間

8時30分～17時15分

どうしたらいい?



注意事項

- ・申請書や添付書類に不備がある場合は受付できません。再提出をお願いすることがあります。
- ・申請書裏面の「同意事項」及び「記入要領」をよく読んでください。
- ・支援金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合は支援金を返還していただくことになります。
- ・審査により不支給となる場合があります。

【お問い合わせ先】

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市役所 こども家庭課

TEL 0896-28-6027



まずは
こども家庭課に
確認をしてね!